

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2014.10. Vol.56

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『公正証書遺言を使用した借地権付建物の相続手続きサポート』
- ・書籍紹介・・・『超★ドンブリ経営のすすめ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート◎
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

当事務所（弊社）は、行政書士としては個人事業主、経営アドバイザー&財産コンサルティング業としては株式会社で事業を行っています。

もともと株式会社の事業年度は毎年7月1日～6月30日まででしたが、昨年、事業年度を1月1日～12月31日までに変更して、個人事業主の事業年度と統一しました。

本事業年度も残すところ3ヶ月を切りました。

追い込みの時期であることを意識して、後手に回らず先手先手でタスクをこなすように、自分を律して行きたいと思います。

<サポート事例>

『公正証書遺言を使用した借地権付建物の相続手続きサポート』

今回は、公正証書遺言を使用した借地権付建物の相続手続きサポート案件をご紹介します。

御母様と一緒に借地権付建物で暮らしていらっしゃるN様（76歳）。御父様はすでに他界されており、別居する4人の兄弟がいらっしゃいました。高齢の御母様の介護をする中で、相続のことで兄弟ともめたくないと考えたN様は、御母様に遺言を書くことをご提案されました。N様の気持ちを汲んで、御母様は公正証書遺言を作成。その2年後に、御母様にご相続が発生しました。遺言の内容は、借地権付建物はN様に、金融資産は4人の兄弟様に相続させる、というものでした。

当事務所では、パートナー司法書士と連携して建物の相続登記をサポートしたほか、地主様への借地権の相続通知、及び、契約更新に関するアドバイスをさせていただきました。

公正証書遺言が遺されているとスムーズに手続きを行うことができると実感した案件でした。

<信用金庫職員様の声>

■「お客様が困っているときに手を届かせるのが信用金庫」（杉並区 信用金庫 E様 40歳）

——お客様からご相談を受けた経緯についてお聞かせください。

つづき↓

<サポート事例>

遠方の老人ホームに入っていたお母様がお亡くなりになったお客様がいらっしゃいました。

私の方で相続手続きの順序をご説明し、他行の(預金解約)手続きのことなどをアドバイスさせていただきました。また、詳しくお話を伺ったところ、公正証書遺言があるようでしたので、妹弟間のこともあるし、顧問の税理士に(遺言の)封を開けてもらっては、とアドバイスをさせていただきました。預金の手続きが終わったところで、今回更新時期を迎える借地権についても相続手続きが必要とのことで、専門家を紹介してほしいとお客様からご相談を受けました。

——なぜ当事務所を活用しようと思ったのですか？

まず、近くの人で、歩いて行ける距離の人がいいと思いました。お客様からは、親身になってくれる人で、できれば、年をとっている方だと今後のこととか話し合えないから若い人がいい、との話があったので、一番身近な専門家である銚立先生が良いと思ってご紹介をさせていただきました。

——実際に当事務所の機能をご活用されてみていかがでしたか？

お客様も喜んでいらっしゃったのでよかったです。お客様が困っているときに手を届かせるのが信用金庫。時間を割いてでも、お客様の相談に乗ることが私は必要だと思っています。結果として、今回は年金も(他行から)移していただきました。

<書籍紹介>



『超★ドンブリ経営のすすめ』
／和仁 達也(著)
ダイヤモンド社 (2013/12/13)

「いくらぐらいまでなら借入れしても大丈夫か？」 「設備投資をするべきか」 「給与体系を見直そうと」...

このような相談を受けたとき、細かい数字を持ち出してアドバイスをしたところで経営者は関心を示さないもの。私も何かすっきりとアドバイスできるような方法はないものかとずっと試行錯誤していました。そんなモヤモヤを晴らしてくれたのが本書、『超★ドンブリ経営のすすめ』です。

本書の著者は、月額30万円以上の顧問先が7年以上継続し、自社の顧問先の他にも税理士や独立系コンサルタントなどに「お金の流れ」を教えている経営コンサルタント。

「社長に必要なたった2つのお金のツボは、①お金の流れの全体図をビジュアルで理解すること、②判断するための基準を持つこと」であるとし、そのための思考ツールと社長が持つべき「モノサシ」を本書で紹介しています。

特に、「お金の流れの全体図」は、会社のお金と個人のお金の流れを理解する上でかなり役に立つツールだと思います。冒頭のような社長からの相談にも一発回答できますので、ぜひ手に取っててください。

<編集後記>

先日、当事務所のパートナー専門家で大のプロレスファンの税理士・澤野先生と、元プロレスラーキラー・カーンさんが経営する「ちゃんこ居酒屋かんちゃん」(西新宿8丁目)に行ってきました。味は本格派で、どの料理もとても美味しかったです。もっとも、一番の醍醐味はカーンさん本人(デカイ!)とプロレス談義が出来ること。帰りは記念撮影にも快く応じて頂き、大満足の夜でした。(笑)

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の「ハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽にご連絡ください!

行政書士
銚立榮一郎事務所
HOKODATE EIICHIRO LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第 94647 号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書の書き方 5つのチェックポイント』
無料進呈中

※営業店異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!